

第45回千葉県ジュニア体操競技小学生交歓大会

兼 第26回全国小学生体操競技大会選手選考会実施要項

主催 千葉県体操協会
共催 銚子市体操協会
後援 千葉県教育委員会 (公財) 千葉県スポーツ協会
協力 銚子カモメクラブ 佐原ジュニア体操クラブ 柏の葉体操クラブ
市原市 サカザキ体操クラブ ベアフрутアールクラブ

1 期日 令和8年10月17日(土) ※10月16日(金) 会場準備

2 会場 銚子市体育館 (銚子市前宿町1140番地 TEL0479-24-9559)

3 参加資格と条件

- (1) 令和8年度、日本体操協会に登録を済ませ、IDを交付された小学生であること。
- (2) 令和8年度、千葉県体操協会に加盟分担金を納めた団体から選抜された者。
- (3) 保護者の承諾書を、郡市体操協会又は所属団体に提出した者。
- (4) 参加申込書に記入もれなどの不備がないこと。

4 競技内容

- (1) 参加人数各郡市、クラブとも参加申込書には1団体8名まで記載でき、そのうち各種目男子6名、女子5名までが演技できる。(男子：8-6-3、女子；8-5-3)

(2) 競技種目

○男子：タンブリング板(18m)、円馬、跳馬(110~125cm)・跳び箱、鉄棒(260cm)

○女子：跳馬(110・120・125cm)・跳び箱・段違い平行棒、平均台・タンブリング板(18m)

※とび箱(100cm程度)は学年問わず選択できる。

※器具の高さは床面より。器具下のソフトマットおよび追加着地マットの使用は可。

※会場の都合により、器具の規格・高さ等が変更になることがある。

(3) 採点方法

①千葉県体操協会制定「千葉県小学生ジュニア適用規則」2025年版を適用。その他の規則は、現行の日本体操協会採点規則に準じる。

②禁止技：中学生規則または高校生規則で禁止されている技。

5 表彰

次の(1)~(4)について1位から6位を表彰する。

- (1) 団体総合：各種目上位3名の4種目の得点合計による。
- (2) 個人総合：4種目演技した者の得点合計による。
- (3) 種目別：各種目の得点による。
- (4) 3年生以下の部として(2)・(3)について表彰する。

6 参加料

選手1名につき、6,000円（審判費用および保険料を含む）

不参加による参加料の返還はしない。参加料を加盟団体別に下記の振込先に振り込む。

【振込先】 ゆうちょ銀行 記号 10550

名義 千葉県体操協会

※他の金融機関から振り込む場合は、

店名〇五八 店番号058 預金種目 普通預金

口座番号3025399 番号30253991

振り込み時は、「1017+クラブ名」で振り込んでください。

7 参加申し込み（第1次申込みと第2次申込みをすること。）

（1）第1次申込み

①千葉県体操協会のホームページより、エクセルデータの「参加申込書」をダウンロードする。必要事項を入力し、下記のメールアドレスにメールで申し込む。その後、第1次申込み受付け完了メールが返信される。

【メールアドレス】 bob.black.love@yahoo.co.jp 担当：竹垣 諒（Tel. 080-6509-2632）

※第1次申込みで送られたものがそのままプログラムに載るため、入力ミスがないように注意すること。フォントやフォントサイズを変更せず、エクセルデータで送ること。

※メール以外の申し込みは、受付けない。

②参加申込み期間：令和8年8月10日（月）～ 8月23日（日）

※8月24日以降の申し込みは無効とする。参加料は申込み期間内に必ず振り込むこと。

※8月23日までに第1次申込み受付け完了メールが届かない場合は、担当まで連絡。

（2）第2次申込み

①第1次申込み時に、メールで送った「参加申込書」の、所属長・連絡責任者の印を押したものを1部、大会当日受付に提出をする。印付きの「参加申込書」が未提出な所属団体は、大会に参加できない。

②第1次申込み時に、メールで送った「参加申込書」と第2次申込みで提出する「参加申込書」の内容は同じでなければならない。（選手を変更してはならない。）

8 その他

（1）大会日程及び演技順は、大会2週間前後に千葉県体操協会ホームページに掲載する。

（2）全国小学生大会参加候補者は、参加の意思を示した本大会上位6名の予定。（団体4名、個人2名）

（3）全国大会要項は、日本体操協会ホームページにて確認すること。

（4）大会の事故の補償は、大会保険の補償範囲内とする。

（5）撮影許可証は、参加選手数を大会当日に配付する。

（6）参加承諾書は、各団体にて保管すること。

（7）女子で使用する音楽機材は原則的に各団体で用意すること。

（8）大会の連絡事項を各所属団体で確認し、選手、保護者等への連絡をすること。

（9）その他、急な変更があった場合はホームページに掲載、もしくは参加団体にメールにて連絡をする。